

## 川崎市商店街街路灯管理費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 川崎市商店街街路灯管理費補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるところのほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、電気料金の高騰に対し緊急的な支援を行うことで、商店街街路灯の維持管理を促進し、商店街エリアの安全・安心の維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街街路灯 商業団体が設置する商店街街路灯のうち、主に道路等を終夜照らすことにより夜間における犯罪の発生防止や公衆の通行安全に寄与するもので、原則として、「川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱」において管理費に対する補助金の交付対象とされている照明灯をいう。
- (2) 商業団体 小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接している商店街等の団体をいう。
- (3) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般の交通の用に供する通路をいう。
- (4) 管理費 商店街街路灯を管理していく上で必要な電気料金及び諸手続等に要する費用をいう。

### (補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、当該年度の4月1日時点において、商店街街路灯を維持管理している商業団体のうち、川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱に基づき管理費に対する補助金交付を申請した商業団体とする。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、当該年度の4月分として支払った電気料金の支払実績により算出された経費又は、使用灯具を基に算出された経費のうち、いずれか低い額に1.2を乗じた金額の10分の1.4を限度とする。

### (交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市商店街街路灯管理費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出する。

### (補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは、川崎市商店街街路灯管理費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式

第2号)を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、第6条の申請に基づく補助金の交付については、川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書で申請者が指定した口座に、補助金を振り込むものとする。

(暴力団の排除)

第9条 次の各号に掲げる団体は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
- (2) 交付申請者の所属する団体の代表者(団体の決定権を有する役員等を含む。)が法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な方法により交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付通知を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第11条 市長は、交付した補助金の使途に関連する商店街街路灯の維持管理について報告を求め、調査することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

川崎市商店街街路灯管理費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、川崎市商店街街路灯管理費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書「金額内訳」欄記載の合計金額	円…ア
補助金交付申請額 ア×1.4/10	円

(1円未満切り捨て)

※補助金の交付については、川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書で指定した口座へ振り込みください。

様式第2号

川崎市指令 第 号

年 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名 様

川崎市長 福田紀彦

川崎市商店街街路灯管理費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった川崎市商店街街路灯管理費補助金について、川崎市商店街街路灯管理費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の金額を交付することに決定し、額を確定したので通知します。

補助金交付決定額及び確定額	円
---------------	---

※補助金の交付については、川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書で指定された口座に振り込みます。